

税務調査の改善を申し入れ

北陸3県協会が 金沢国税局と初懇談

北信越ブロックス ニュース

臨時増刊

編集

石川県保険医協会



国税局との懇談に参加した北陸3県協会の代表 (12月19日、金沢合同庁舎にて)

協会——事前に五項目の要望事項をお渡ししてありますので、まず国税局としての見解をお聞きしたいと思います。

「事前通知はしない場合も」

石川、富山、福井三県の保険医協会では共同で実施した税務調査に関するアンケート結果に基づき、金沢国税局に対し別項の申し入れを行い、十二月十九日に初の懇談会を開きました。
懇談には金沢国税局から金田所得税課課長補佐、馬場総務課課長補佐など四人が出席し、保険医協会からは後藤田会長、加藤経営対策部長、大石機関紙部長(以上石川県)そして北陸三県の各事務局より四名が出席。懇談の中で局側に事前通知なしの調査が診療の障害になることへの認識がなかったような発言があり、又根拠のない推計課税への批判についてまったく反論がされず、今後の局の対応が注目されることと見られます。

△要望1▽ 調査に当たっては医療活動に支障をきたさないよう事前通知を励行していただくこと。
局側——税務調査を行う際、原則として事前通知を行っていません。但し、調査効率から

「調査理由は 概括的に開示する」

△要望3▽ 確定申告したものに疑義を抱いて調査するわけだから納税者に対し、必ず調査理由を開示していただくこと。
局側——調査理由は開示するようになっています。ただ、その理由が納税者に納得されるかどうかは問題になるところですが、「申告が正しいかどうか」「所得標準率からみてどうか」など概括的な調査理由は云々ようになっています。現在、申告納税制度

「身分証明書は求められれば…」

△要望2▽ 訪問時には身分証明書を提示するよう署員に徹底していただくこと。
局側——身分証明書については納税者本人、家族、従業員そして税理士から提示を求められれば出すようにしています。それ以外の人には見せる必要はないと考えています。例えば警察官の場合、最初に警察手帳を見せて尋問していただきますが、あれは権力的にみえるので私達は自分から身分証明書を出すことはしていません。

「データの二つとして カルテも調査対象」

△要望4▽ 医師には守秘義務があり、カルテの閲覧は禁止されている。ところが実際にはカルテの提示を求めるケースが見受けられる。改善していただきたい。
局側——医師、歯科医師の守秘義務については承知しています。私達も最初からカルテの提示を求めるようなことはしていません。先生方の申告が正しいかどうかは、まず会計帳簿をみて持ち資料と照合するようにしています。カルテには使用薬品名や患者への請求金額、入金月日が記載してあるので、一つのデータとして見るようにしています。今後とも協力していただきたいと思います。

「患者への 反面調査も」

△要望5▽ 院長夫人や従業員への質問は許されない。又患者への反面調査は徒らに病院への信頼を損ねるので止めていただきたい。
局側——院長夫人や従業員は医療に従事されているので私達は質問するようにしています。なぜ質問することが許されないのか私には理解できません。又、患者さんへの反面調査は私達も「徒らに」はしないようにしています。プライバシーを侵害しない範囲で必要最少限の反面調査を行う場合があります。



患者の信頼を損う 予告のない調査

質疑応答より

協会——事前通知をしない場合とはどういう場合か。
局側——ほとんどの人には事前通知をしています。ただ事前通知をしないと証拠隠滅など作為的なことをする方もいるので調査効率からみて事前通知しない場合もあります。
協会——その判断はどこでされるのか。
局側——事前通知の有無は税務署で揃っている資料に基づいて国税局の所得税課長が判断しています。あくまでも調査対象者のケースによりますので判断基準はありませぬ。
協会——事前通知がなぜ必要かという医療機関では毎日患者が来診しており、いきなり調査に来られると診療に支障をきたし、医療にとって最も大切な患者との信頼関係が損われるからです。
協会——その意味から今回の「要望事項」を読んでいただければ事前通知が何故、必要であり、患者への反面調査を禁止してほしいかよく分かると思います。
(二面に続く)

税務調査 10のポイント

税務調査は、最初の対応の仕方が大切です。納税者の権利を守り、不当な調査は許さないようにしましょう。詳しくは「月刊保団連」(No188号 58年9月発行) をご参照下さい。



税務調査の連絡が来たら「10のポイント」で対応すると同時に各協会経営税対部に相談下さい。

- 1、税務署員が来たら、必ず身分証明書・検査書の提示を求め、メモしましょう。
- 2、予告のない時や、先生の都合の悪い日の調査は断りましょう。
- 3、捜査令状のない調査はすべて任意調査です。強制力はありません。
- 4、調査の理由を確かめ、問題点を明らかにして対応しましょう。
- 5、メモやテープをとって、調査内容を十分確認しましょう。
- 6、調査・質問にはその場で即答する必要はありません。あいまいな答弁は誤解を招きます。
- 7、カルテは患者との信頼関係の基本です。
 - ・厳格な守秘義務があります。
 - ・任意調査のもとではカルテの提示の義務はありません。
- 8、家族・従業員や取引業者等への反面調査には強く抗議しましょう。
- 9、診療室や私室に入る不法調査はゆるしてはなりません。強く断りましょう。
- 10、調査には必ず立会人をおいて対応しましょう。終ってから立会人・家族も含めて反省会を開きましょう。

一日休診となった調査事例も

協会——医師の立場には二面性があります。それは患者の生命を預かっている医療人としての立場と病院経営を維持しなければならない経営者の立場です。そして医師は患者の生命を守ることにこそ生きがいを見出し出しているのです。調査を受けた時の心理的抑圧のもとで患者の診断、治療に当たる苦痛を一般の人にはなかなか分かってもらえないが、このところをよく理解していただきたい。

一方、国税局の立場は正しい所得を把握し、学校や道路をつくる財源とすることであり、国民のための仕事であると思えます。これまであまりにも、お互いの立場の理解が欠けていたように思えます。

協会——石川県では二十六件の調査事例の中で「診療の都合無視」が四件あり、「診療

中の調査は強く拒否したが、そのような病院はどこにもない」と反論され、一日休診して応じた」とか「二時間のところ三時間要し、事実上、半日休診を余儀なくされた」「カルテの持ち出しのため診療に支障があった」「調査に長時間費やし応対に困った」であります。

局としてこうした調査方法を認めているのか。事前通知の励行はもとより調査の過程でも医療活動に支障をきたさないよう改善していただきたいと思えます。

しかもこの先生方は調査の結果、問題なし、申告は認めてあり、診療時間に食い込んだ

任意調査には強制力がないはず

分だけ患者さんに迷惑をかけ、病院にダメージを与えたことになりませう。

協会——調査の時間帯はどうなっているのか。

局側——通常、午前八時半から午後五時までは勤務時間です。その時間内です。

協会——福井県の調査事例で税務署員が約束を守らず午後五時前に来て粘っていたところがある。夕方は何人も患者が来院する時間帯であり、大変迷惑したという先生がありました。訪問時間も病院の都合に合わせて設定すべ

きと思うがどうか。

局側——その場合も先生の理解と協力を得て調査しているものと思えます。むしろ自分の勤務時間外にも調査に訪れている署員の熱意をかってほしいですね。

協会——石川県の事例で税務指導といながら実際には帳簿、伝票、現金そして窓口収入合計まで提出を求められたため、これでは調査ではないかと異議を申し立てたところ「調査しなければ指導できない」と威嚇した税務署員がいた。明らかに行き過ぎである。

しかし、その判断基準は云えない。調査理由についても「納税者が納得されるかどうか分からない」と堂々とおっしゃる態度に問題があると思えます。

初めて税務調査に訪れるところでは社会常識からみて自身身分証明書を提示するのは当然であり、そのことが権力的になることは方便にすぎないと思えます。

局側——それはそれぞれの考え方です。

協会——「権力的になるから」と自分からは身分証明書も提示せず、他方では事前通知もせずに権力的に調査に入る。まったく矛盾したことを平気で述べておられる局の姿勢が税務署員の中に反映しているのではないかと。

局側——自ら身分証明書を提出せよというのには先生方だけの意見ではないか。

協会——私達は北陸三県共通のアンケートをふまえて局と

意志疎通のため 随時懇談の場を

任意調査とは所得税法第二三四条(当該職員)の質問検査権)に基づく調査のことであり、この中には「質問又は検査の権限は犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」と強制調査とは次元の違うことがはっきりと記されているはずだ。

協会——富山県の事例では「警察無礼な署員の態度」を指摘する意見が何件もありました。確かに今回の見解の中にも同じようなものがあると思えます。

例えば身分証明書について「納税者から求められれば提示する」とか、事前通知については原則としてやっているが、やらない場合もある。

協会——結局、これまでの税務調査の在り方をみていると納税者への不信感の表われそのものといえる。医師は本来、患者との信頼関係に基づいて医療に携わっているものであり、こうした職業人に対し、最初から不信感を抱いて調査に入られることは絶えられない程の侮辱であります。私も以前調査を受けた際、領収証を出したところいきなり「まだあるだろ」と云われたことがあります。その場で抗議しま

したが、こうした一例をみても税務署員の態度は信頼ある態度とは思えません。

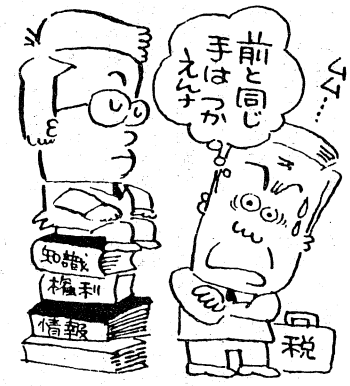
協会——福井県の調査事例で最初に名前も云わず、調査理由も云わずに調査に入り、何ら問題がないのにダラダラと調査を長引かせることがありました。調査に来たからには何か獲得しなければならぬのか、徒らに長時間に亘る調査も改善してほしいですね。

局側——調査はなるべく短期間的に確にするように指導は

協会——今日の懇談では事前通知や身分証明書の提示を励行していただくこと、調査理由も明示して徒らに長期間の調査を行わないこと、お互いの立場を理解し、信頼関係を保持するように努力していくことなどが話し合われたことと思えます。

こういう機会は議論するといふより、お互いの意志疎通をはかるという意味からも随時懇談を重ねていきたいと思えます。如何ですか。

局側——わかりました。



カットは「保険医の税務調査」(月刊保団連第188号)より転載